

51—00 P U D T

無効審判

1. 制度の趣旨

権利に瑕疵がある場合、権利者には不当な権利を与え、本来何人も当該発明等について実施、使用できるにもかかわらず、それを禁止することになり、産業の発達を妨げるなどの弊害を発生させることがある。このような場合には、その権利を無効とし、権利を初めから存在しなかった、又は後発的無効理由（[特 § 123](#) ①七、[実 § 37](#) ①六、[意 § 48](#) ①四、[商 § 46](#) ①五等）に該当するに至った時から存在しなかったとさせる必要があるので、これに応じて設けられたものが無効審判制度である（[特 § 123](#) ①、[実 § 37](#) ①、[意 § 48](#) ①、[商 § 46](#) ①、[§ 68](#) ④）。

2. 法改正の経緯

特許法等は、以下のとおり、改正されているが、原則、無効審判の手続については審判請求時の法律、無効理由については出願時の法律が適用される。

(1) 平成 5 年法律第 26 号（平成 6 年 1 月 1 日施行）

実用新案について、実体審査を行うことなく権利を付与する制度が導入され、無効審判手続についても改正が行われた。

実用新案においては、登録後、訂正書の提出により、本案審理をすることなく、訂正ができる。

特許（平 5 附 § 4②、平 23 附 § 19②）については、無効審判手続中で明細書又は図面の訂正を可能とする訂正請求制度が導入され、無効審判が特許庁に係属するとき訂正審判の請求ができなくなった。

特許について、訂正無効審判が廃止され、新規事項を追加する補正及び新規事項を追加する訂正は、無効理由となった（平 23 附 § 19②旧実 § 37 ①二の二）。ただし、平成 5 年 12 月 31 日以前に請求された訂正審判によりされた不適法な訂正は、無効理由とならず、訂正無効審判で争う（平 5 附 § 2⑤旧特 § 129、平 5 附 § 4①旧実 § 40）。

(2) 平成6年法律第116号（平成8年1月1日施行分）

特許については、付与後の特許異議申立制度が導入され、出願公告制度が廃止されたことに伴い、公告後補正についての無効理由が削除された。

平成6年法改正のうち、明細書の記載要件、外国語書面出願関連の規定については、平成7年7月1日以後にした特許出願及びそれに係る特許に対して適用される（平6附§6、§7）。

(3) 平成8年法律第68号（平成9年4月1日施行）

商標については、商標法条約の要請に伴い更新登録の無効審判を廃止することとしたため、[商§46①](#)の無効理由に、後発的な公益的不登録理由を第5号として追加した。

(4) 平成10年法律第51号（平成11年1月1日施行）

特許、旧実用新案、意匠、商標の無効審判の請求の理由の要旨を変更する補正は認められなくなった。

(5) 平成15年法律第47号（平成16年1月1日施行）

特許について、付与後の特許異議申立制度が廃止され、無効審判制度へ統合された。無効審判は何人も請求し得ることとした。また、審判請求書の請求の理由の記載要件を明確化するとともに、当初記載の請求の理由の要旨を変更する新たな攻撃が例外的に許可されることとなった。さらに、無効審判の審決取消訴訟において、訂正審判が請求された場合には、裁判所の決定により審決を取り消して特許庁に差し戻すことができる規定を置き、差し戻された無効審判事件に「訂正審判の請求」を「訂正請求」として吸収することとした。

(6) 平成16年法律第79号（平成17年4月1日施行）

実用新案について、無効審判が係属した場合、実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を、最初の答弁書提出期間内に1回に限り認めることとし、要件を満たさない訂正がされた場合を、新たに無効理由に加えた。

(7) 平成23年法律第63号（平成24年4月1日施行）

ア 特許無効審判手続において、「審決の予告」を行い、訂正の請求ができるとし、無効審判に係る審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求を禁止した。

イ 二以上の請求項に係る特許無効審判について、訂正の請求単位及び審決の確定範囲に係る規定等を整備した。

ウ 無効審判の審決の確定後に、当事者及び参加人以外の者が、同一の事実及び同一の証拠に基づいて審判を請求することができることとした。

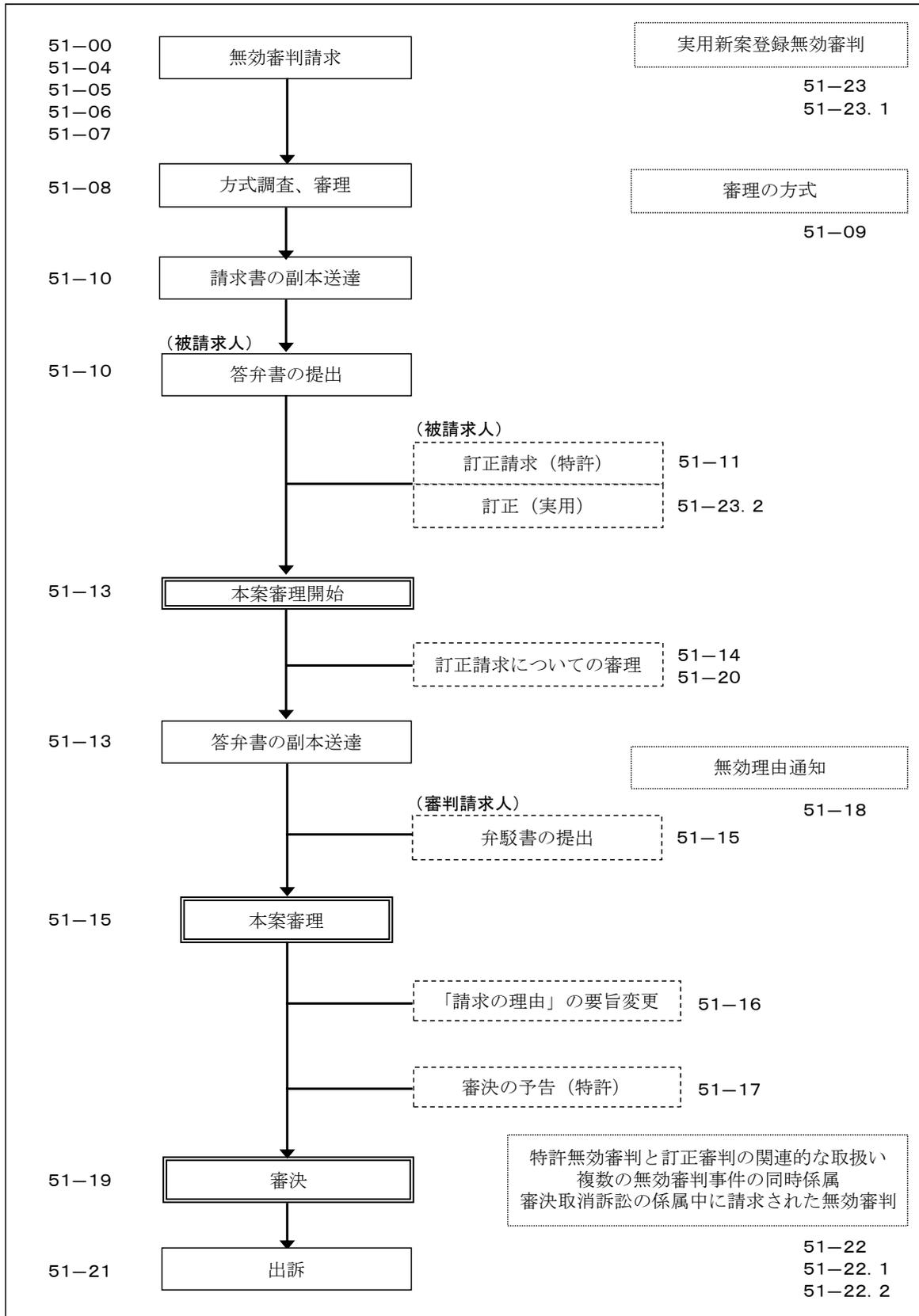
エ 特許、実用新案登録、意匠登録が、特許等を受ける権利を有しない者の出願に対してされたとき又は共同出願違反に該当する出願に対してされたときは、特許等を受ける権利を有する者は、その権利者に対して権利の移転を請求することができるものとされたことに伴い、権利帰属に係る無効理由についての請求人適格の見直しを行った。

オ 平成 23 年改正前の法律に基づく訂正をした特許についての、不適法な訂正を理由とする無効審判（[特 § 123](#)①八）における訂正の目的要件の規定の適用については、平成 24 年 4 月 1 日以降に請求された無効審判であっても平成 23 年改正前の規定を適用することとした（平 23 附 § 2②）。

(8) 平成 26 年法律第 36 号（平成 27 年 4 月 1 日施行）

特許異議申立制度の導入に伴い、特許無効審判について、利害関係人のみが請求できることとした。商標登録無効審判についても、利害関係人のみであることを確認的に明確化した。

無効審判の手続フロー



(改訂 R1. 6)